

コロナ禍からの経済再興と産業競争力の強化に向けて

(2020年11月11日 関西大会政策提言)

一般社団法人日本産業機械工業会

わが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大を機に大きく変化した。

喫緊の課題は、感染再拡大の防止と経済の早期回復の両立である。更には、大胆な規制改革、社会全体のデジタル化、地域経済の活性化や働き方改革、エネルギー・環境政策の推進等の重要な課題が山積している。

他方で、米中貿易摩擦やブレグジットの影響など、国際情勢は混迷を深めており、世界経済も先行き不透明感を増している。

こうした中、まずは今冬の新型ウイルスとインフルエンザの同時流行に備え、医療体制の整備に万全を期すと共に、世界各国と協調してワクチンや治療薬の研究開発を推進することが重要である。

また、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ時代の新しい経済社会の構築に向けて、官民が力を合わせ、あらゆる政策を総動員し、経済再興に取り組んでいくと共に、デジタルトランスフォーメーションの推進による社会全体の効率化・高度化や新たなデジタルビジネスの創出につなげていく必要がある。

更に、政府が提唱している2050年カーボンニュートラル、いわゆるグリーン社会の実現に向け、官民が総力を挙げて研究開発等の必要な事業を確実に推進することが必要不可欠である。

加えて、先般の九州地方を襲った豪雨等、自然災害の被害は大きくなるばかりであり、防災・減災・国土強靱化に向けた取り組みを強化していくことが求められる。

我々産業機械業界は、新型コロナによる難局の一日も早い収束を目指し、行政機関と連携しながら、感染拡大の防止に向けて取り組むと共に、コロナ禍における景気回復を目指し、優れた製品・技術・サービスの提供を通じて、わが国産業の生産性向上や競争力強化に貢献していく。

こうした認識のもと、当工業会は政策当局に対し以下の政策を提言する。

1. コロナ禍からの経済再興に向けた施策

- (1) 今冬は、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行が懸念されており、依然として予断を許さない状況にある。緊急事態宣言時の経験を生かし、医療体制の整備等に万全を期すと共に、世界各国と協調してワクチンや治療薬の研究開発を推進すること。
- (2) ワクチンや治療薬が開発されるまで、経済の本格的な回復は難しい状況であり、感染症の影響の長期化を見据えた景気対策を着実に実行すること。また、コロナ禍からの経済再興に向けて、財政、金融、税制などのあらゆる政策手段を総動員した復興戦略を整備すること。
- (3) デジタル化等情報の高度化など未来を先取りした民間投資を喚起する各種施策を一層充実させると共に、ニーズが高まるデジタル人材の育成に向けた学校教育・社内教育等への支援を強化すること。また、世界に比べ遅れている日本の行政のデジタル化・オンライン化を強力に推進すると共に、書面・対面での対応を義務付けている行政手続き等に関し、デジタル化で代替できるものから順次撤廃すること。
- (4) ソーシャル・ディスタンスを確保するため、企業の BCP 対策や生産現場の省人化・無人化に向けた投資、テレワーク導入のための環境整備等への税制優遇、補助・助成金制度等を充実させること。
- (5) 防災・減災・国土強靱化のための緊急対策や社会インフラの老朽化対策等の公共投資の前倒し発注や、PPP 活用による効率化等により、国内景気の下支えにつなげること。また、AI・IoT・ドローン等を活用したりモート・メンテナンス等の導入を促進すること。
- (6) 為替の急変動を回避しつつ適正な水準を実現するため、各種施策を機動的・戦略的に展開すること。

2. 産業競争力の強化に向けた施策

- (1) ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ時代の産業競争力の強化には、絶え間ないイノベーションの創出や、重要性を増す IoT・DX の推進、飛躍的な生産性の向上が重要であり、研究開発税制の堅持・拡充や、新たな設備投資促進税制の創設等に、優先的に取り組むこと。また、製造現場への ICT 技術の導入やスマート工場化を促進する各種施策を一層充実させること。
- (2) 日本のサプライチェーンの競争力確保に向けて、コロナ禍で打撃を受けた国内・海外のサプライチェーンの維持・強靱化に取り組む企業に対して、優遇税制や低金利での融資等を講じること。
- (3) 将来の「ものづくり」を支える人材、グローバル人材等の教育・育成プログラムの構築、次世代を担う企業の若手研究者への支援制度の充実、女性・高齢者の雇用環境の整備、外国人材の活用拡大等、各種施策を総合的に進めること。
- (4) 新型コロナウイルスによる経済の停滞で企業業績への影響が強まる中、地域経済の核となる中堅・中小製造業の成長力をより強化するため、国際的な事業活動や、知的財産の活用等を支援する各種施策を一層充実させること。また、事業継承・再編・統合等による新陳代謝の促進や事業環境の整備に取り組むこと。

3. 海外事業活動の促進・支援に関する施策

- (1) コロナ禍で停滞した海外事業活動の再開に向けて、民間企業の社員が海外出張しやすい環境を整えるために、各国と出入国制限の緩和に向けた交渉を進めると共に、感染拡大防止の水際対策を強化すること。
- (2) 日本企業が新興国等で質の高いインフラ整備や環境保全、エネルギー開発等に貢献するため、官民連携したトップ外交を強力に推進すると共に、ODA や JICA、JBIC、NEXI 等による支援を充実させること。

- (3) コロナ危機の影響から世界で保護主義的な動きが強まっている。わが国産業の事業活動の促進はもとより、世界経済の健全な発展に欠くことのできない自由貿易推進に向けた戦略的取組を継続し、RCEP や日中韓 FTA 等の早期かつ高いレベルでの実現を目指すと共に、TPP11 や日欧 EPA の活用を促進する取り組みを一層強化すること。

4. エネルギー・環境保全、安全管理に関する施策

- (1) 「2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする」グリーン社会を実現するため、脱炭素社会への移行に資するイノベーションの創出を促進すると共に、規制改革、グリーン投資の更なる普及等、あらゆる施策を総動員し、経済と環境の好循環を目指すこと。
- (2) 再エネ・新エネを主力電源として安定した電力供給の担い手とするために、バイオマス、風力、地熱、地下水熱・地中熱、海洋資源等の開発・利用を促進すると共に、水素社会の構築等を強力に推進すること。
また、最適なエネルギーミックスの実現に向けて、再生可能エネルギーの普及促進や、そのための送電網の整備、安全性確保を大前提とした原子力発電を含めた「安定供給、経済効率性、環境適合、安全性 (3E+S)」を考慮した取り組みを加速すること。
- (3) 石炭エネルギーを利用せざるを得ない新興諸国に対して、環境性能の優れた技術を輸出することは日本のエネルギー・環境政策面において合理的であることから、高効率な石炭火力技術への理解浸透に努めること。
- (4) 安全・安心社会の実現に向け安全な機械を普及させるために、機械安全の国際標準に基づく設計指針及び現場安全管理標準等の制定を推進すると共に、機械安全標準の普及に努めること。
また、老朽化した生産設備の新陳代謝、事故予防・保守への AI 活用、事故リスクを低減する機械装置の導入等、安全強化に寄与する各種投資には税制上優遇措置等の支援策を講じること。